平成２２年（フ）第１３３７号
堺市西区鳳中町10丁12番地３　やかた南浜寺102号
債務者　久保　亜弥（旧姓上中別府）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３６３号
堺市中区毛穴町372番地２、前住所堺市西区草部1021番地　10棟204号
債務者　嘉手苅政人
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４３４号
堺市北区長曽根町1936番地１　408号
債務者　高柳　　守
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４５９号
大阪府柏原市河原町１番２―505号
債務者　菱田　榮子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５３２号
大阪府羽曳野市高鷲５丁目３番７―504号
債務者　木戸　信之
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５４３号
堺市北区金岡町1938番地１　フルヴェール白鷺809号　神田方、前住所大阪市生野区桃谷２丁目12番20号
債務者　松山　由美（旧姓戎屋）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５５１号
堺市堺区砂道町３丁６番21―208号
債務者　二家　勇馬
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５５９号
大阪府富田林市錦織南１丁目10―11、住民票上の住所大阪府富田林市西板持町２丁目１番10―401号
債務者　池田　和美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５７１号
堺市南区槇塚台２丁30番13号
債務者　片桐清一郎
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
福岡県大牟田市柿園町１丁目１番地３　柿園ハイツ5035号
債務者　山田　澄雄
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１０７号
福岡県大牟田市南船津町４丁目11番地15　矢野ハイツ201号
債務者　大倉　陽司
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１０８号
福岡県大牟田市天領町１丁目269番地　コーポＫ101号
債務者　大倉　康裕
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１０９号
福岡県大牟田市南船津町４丁目11番地15　矢野ハイツ201号
債務者　大倉ミコト
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１１０号
福岡県大牟田市新勝立町１丁目59番地　エイコーポ102号
債務者　池田　茂喜
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１１１号
福岡県大牟田市新勝立町１丁目59番地　エイコーポ102号
債務者　池田　禮子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１１６号
山形県鶴岡市みどり町17番51号
債務者　伊藤　命子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第７４８号
神奈川県厚木市林４丁目７番21号　コーヤハイツ渡辺101
債務者　中尾　智子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部